

○各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会条例

令和2年3月18日

条例第11号

(設置)

第1条 各務原市特別支援学校の建設に関する基本構想及び基本計画（次条において「基本構想及び基本計画」という。）の策定について調査審議するため、各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、基本構想及び基本計画の策定のために必要な事項について調査審議し、答申し、又は建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 学校を代表する者
- (4) 関係団体を代表する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、各務原市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。